

# 豆田ゆうこの 12月議会報告

## 一般質問から

### ★指定管理者の管理は誰がするのか

福津市は市内 個所の管理運営を指定管理者に任せています。

指定管理者制度の目的は

「公の施設の管理主体の範囲を民間団体等にまで広げることにより、その専門的な知識やノウハウを活用することで、市民サービスの充実・向上を図るとともに、行政経費の削減等を図ること」

では、現在この目的を果たしているのでしょうか。

①調理室の換気能力が低いため、調理するもので利用制限される。

**換気扇の更新が必要**

②経費削減に過剰に反応した管理者が、施設の役割（市民が集う場）を忘れ、利用しづらい施設になる。**施設の役割を双方で確認することが必要**

③自転車駐輪場の定期を買うのに早朝から並ぶ。（それでも購入できない）

**利用者の要望はウェブサイトでの抽選**

これらは、指定管理者では解決できません。

答弁：①換気扇のすぐの更新は出来ない。工夫しながら管理していただく。

②担当職員と確認しながら課題解決していく。

③すでに担当課と協議を始めている。

### ★子どもの学びの機会を保障するために

市内の特別支援教室所属の児童生徒のために、特別支援教育就学奨励費があります。令和6年度中に同様な制度であるからという理由で、就学援助費に制度変更を促しています。しかし、変更出来たのは10名のみ。令和7年度からは奨励費の対象を大幅に縮小しています。奨励費の実績と予算は

**令和6年度の実績：979万5,441円。令和7年度の予算：48万6,000円**

大多数の奨励費対象者が制度から外されています。対象事例についても、事例発生後に知らせるのではなくあらかじめ知らせるべきです。

答弁：対象事例は知らせしていく。



指定管理者の管理は行政の仕事。サービス向上のために行政がやらなければならないこともあります。

## ～議案から～

一般会計 4億1,771万円増額→総額 317億9,887万円

### ★注目した予算

農地災害復旧事業分担金：1,037万円（事業総額8,718万円）

8月の豪雨被害からの復旧をする際に、受益者から事業費の一部を分担金として徴収するものです。条例でその負担割合が決められています。

福津市では、今議会で「福津市農地災害復旧事業分担金徴収条例」を制定。分担金の割合は、国・県の補助金を除いた額の30%とされています。

※現在の補助率は、国・県で50%となっています。

（今回の災害は、11月10日“激甚災害”に認定されており、“上方申請”が予定されているので、補助率の変更もあり得ます。）

補正予算

「福間南小学校の教育環境整備を求める」請願

請願項目

1、過大規模の解消に進むか否かの方針決定を今年度中に行うこと

**子ども計画策定過程で過大規模の「解消」ではなく「対応」の方針決定**

2、家庭科室及び図工室の新設

**調理実習は福間中学校へ（徒歩移動あり）、図工の実習は廊下及びピロティ**

3、トイレの整備（和式トイレの洋式化） **そもそもトイレの数が不足**

4、図書室の増設及び蔵書数の適正化 **廃棄処分とする本を残しているが1,000冊不足、読書空間が狭くなるため棚の増設は無理**

賛成理由

この請願が提出される前提に、新設校が宮司に新設されると決定した時点で福間南小学校保護者には、過大規模の解消への諦め感があります。議会でも取り上げてきましたが、その対応は遅々として進みません。

その閉塞感の中で、何か出来ることはないのかという思いが、

この請願を提出する理由の一つだと考えます。 [議会中継はこちら→](#)

福間南小学校の整備方針を明確に示すべきです。 [10分位から](#)

ネット賛成→  
賛成少数にて不採択

請願

